



1. Press Releases/Topics

**「脱炭素経営オンラインセミナー
～経営と環境の両立にいち早く対応するには?～」
開催のお知らせ**

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

脱炭素へ向けた動きはグローバルで加速しています。
製造業などのサプライチェーンで大企業とお取引のある中小企業にも温室効果ガス排出量把握や、削減対策が求められていきます。
本セミナーは、自動車メーカーの Tier1 企業である旭鉄工株式会社の木村社長様をお招きし、脱炭素経営、削減対策に関してご講演いただくなど、経営と環境の両立にいち早く対応するヒントをご紹介します。

【脱炭素経営オンラインセミナー～経営と環境の両立にいち早く対応するには?～】

| | |
|---------|---|
| 開催日時 | 2022年7月25日(月) 15:00～16:30 |
| 開催方式 | Zoomによるウェビナー形式 |
| 定員 | 300名(先着順) |
| 参加費 | 無料 |
| 開催内容 | <p>【第1部】旭鉄工の脱炭素経営戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーの脱炭素経営 ・i Smart Technologies 社の IoT で労務費と CO2 を同時に削減する「iXacs」とは? <p><講師> 旭鉄工株式会社 i Smart Technologies 株式会社 代表取締役 木村 哲也 氏</p> <p>【第2部】脱炭素経営実現に向かって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ脱炭素経営が必要なのか ・脱炭素に向けてサプライヤー企業に求められていること <p><講師> 株式会社ウェイトボックス 代表取締役 鈴木 修一郎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量把握・SBT 水準目標策定支援コンサルティング「カーボンニュートラルナビゲーターSupported by WasteBox」について <p><講師> 株式会社十六銀行 ソリューション営業部 調査役 徳田 裕介</p> |
| 申込方法 | 十六銀行ホームページ「申込フォーム」より URL: https://www.juroku.co.jp/seminar/20220725.html |
| お問い合わせ先 | 十六銀行 ソリューション営業部 TEL.058-265-2111 |

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」8月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談と Zoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

| 日程 | |
|----------------------------|----------------------|
| 渡辺弁護士 (岐阜) お1人さま20分 | 8月2日(火) 14:00~15:20 |
| | 8月9日(火) 14:00~15:20 |
| | 8月18日(木) 14:00~15:20 |
| | 8月23日(火) 14:00~15:20 |
| 山口弁護士 (名古屋) お1人さま30分 | 8月2日(火) 13:30~15:00 |
| | 8月9日(火) 13:30~15:00 |
| | 8月16日(火) 13:30~15:00 |
| | 8月23日(火) 13:30~15:00 |

(2) 税務相談会

| 日程 お1人さま30分 | |
|-------------|-------------|
| 8月3日(水) | 13:00~16:00 |
| 8月4日(木) | 13:00~16:00 |
| 8月10日(水) | 13:00~15:30 |
| 8月17日(水) | 13:00~15:30 |
| 8月18日(木) | 13:00~16:00 |
| 8月25日(木) | 13:00~16:00 |

2. 公的機関情報

【第7回公募】中小企業等事業再構築促進事業「事業再構築補助金」

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われています。事前に gBizID プライムアカウントの取得手続(2~3週間を要します)を実施下さい。

| | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------------------------|-----|-----|--|--------------------------|----------|-------------------|--|----------|---------------|--------|-------|--------------|--------|---------|--------------------|------------------|----------------------------|---|--------------------------|
| 補助上限額 補助率 | 今回より「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」が新設されました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"><thead><tr><th>申請類型</th><th>補助上限額 (※1)</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>通常枠</td><td>2,000万円、4,000万円 6,000万円、8,000万円(※2)</td><td>中小 2/3 中堅 1/2 (※3)</td></tr><tr><td>大規模賃金引上枠</td><td>1億円 (従業員数 101人以上)</td><td></td></tr><tr><td>回復・再生応援枠</td><td>500万円、1,000万円</td><td>中小 3/4</td></tr><tr><td>最低賃金枠</td><td>1,500万円 (※2)</td><td>中堅 2/3</td></tr><tr><td>グリーン成長枠</td><td>中小 1億円 中堅 1.5億円</td><td>中小 1/2 中堅 1/3</td></tr><tr><td>原油価格・物価高騰等緊急対策枠 (緊急対策枠)</td><td>1,000万円、2,000万円 3,000万円、4,000万円 (※2)</td><td>中小 3/4 中堅 2/3 (※4)</td></tr></tbody></table> | 申請類型 | 補助上限額 (※1) | 補助率 | 通常枠 | 2,000万円、4,000万円 6,000万円、8,000万円(※2) | 中小 2/3 中堅 1/2 (※3) | 大規模賃金引上枠 | 1億円 (従業員数 101人以上) | | 回復・再生応援枠 | 500万円、1,000万円 | 中小 3/4 | 最低賃金枠 | 1,500万円 (※2) | 中堅 2/3 | グリーン成長枠 | 中小 1億円 中堅 1.5億円 | 中小 1/2 中堅 1/3 | 原油価格・物価高騰等緊急対策枠 (緊急対策枠) | 1,000万円、2,000万円 3,000万円、4,000万円 (※2) | 中小 3/4 中堅 2/3 (※4) |
| | 申請類型 | 補助上限額 (※1) | 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 通常枠 | 2,000万円、4,000万円 6,000万円、8,000万円(※2) | 中小 2/3 中堅 1/2 (※3) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大規模賃金引上枠 | 1億円 (従業員数 101人以上) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 回復・再生応援枠 | 500万円、1,000万円 | 中小 3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 最低賃金枠 | 1,500万円 (※2) | 中堅 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | グリーン成長枠 | 中小 1億円 中堅 1.5億円 | 中小 1/2 中堅 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原油価格・物価高騰等緊急対策枠 (緊急対策枠) | 1,000万円、2,000万円 3,000万円、4,000万円 (※2) | 中小 3/4 中堅 2/3 (※4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (※1)補助下限額は100万円 (※2)従業員規模により異なる (※3)6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ) (※4)従業員規模に応じ、500、1,000、1,500万円超は2/3(中小)、1/2(中堅) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急枠対策枠の 主な補助対象要件 | ①足許で原油価格・物価高騰等により、2022年1月以降の売上高(又は付加価値額)が、2019~2021年同月と比較して10%(付加価値額の場合は15%)以上減少していること ②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営支援機関と策定すること等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公募期限 | 令和4年9月30日(金)18:00まで(厳守) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 詳細 | 事業再構築補助金専用ホームページ: https://jigyousaikouchiku.go.jp/ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

本補助金は中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

| | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--------------------|-----------------|-----|-----|-----|------------------|-----------------|--------------|-----|-------|-------|--------------------|----------|---------|-----------------|--|--|
| 補助上限額率 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請類型</th> <th>補助上限</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般型</td> <td>通常枠</td> <td rowspan="3">750万円～1,250万円(※)</td> <td>1/2 小規模事業者等：2/3</td> </tr> <tr> <td>回復型賃上げ・雇用拡大枠</td> <td rowspan="2">2/3</td> </tr> <tr> <td>デジタル枠</td> </tr> <tr> <td>グリーン枠</td> <td>1,000万円～2,000万円(※)</td> </tr> <tr> <td>グローバル展開型</td> <td>3,000万円</td> <td>1/2 小規模事業者等：2/3</td> </tr> </tbody> </table> | 申請類型 | 補助上限 | 補助率 | 一般型 | 通常枠 | 750万円～1,250万円(※) | 1/2 小規模事業者等：2/3 | 回復型賃上げ・雇用拡大枠 | 2/3 | デジタル枠 | グリーン枠 | 1,000万円～2,000万円(※) | グローバル展開型 | 3,000万円 | 1/2 小規模事業者等：2/3 | | |
| 申請類型 | 補助上限 | 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般型 | 通常枠 | 750万円～1,250万円(※) | 1/2 小規模事業者等：2/3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 回復型賃上げ・雇用拡大枠 | | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | デジタル枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | グリーン枠 | 1,000万円～2,000万円(※) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| グローバル展開型 | 3,000万円 | 1/2 小規模事業者等：2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助要件 | <p>【基本要件】</p> <p>以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 <p>※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公募期限 | 令和4年8月18日(木) 17時 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 注意事項 | 本補助金の申請には、「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ G ビズ ID プライムアカウント取得手続きを行ってください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 詳細 | ものづくり補助事業公式ホームページ https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※従業員規模により補助上限の金額が異なります。

新あいち創造産業立地補助金(Cタイプ)

愛知県外から新たに進出し、拠点(オフィス)を設置するソフト系 IT 企業に対して最大 3 年間賃料等の経費の一部が補助されます。

| | 内容 | |
|---------------|--|---------|
| 補助対象 | 愛知県内に拠点のないソフト系 IT 企業が新たにオフィス(シェアオフィス等を含む)を設ける場合 | |
| 対象分野 | ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業(調査業は除く) ・インターネット付随サービス業 | |
| 交付要件 | IT 技術者が 2 名以上常駐すること | |
| 補助対象経費 補助率 | ・ オフィス賃借料 ・ 機器リース料 ・ 通信回線料 ・ オフィス移転・改修費 | 1/2 以内※ |
| | ・ IT 技術者への雇用加算 | 50 万円/人 |
| 対象期間 | 3 年間(オフィス移転・改修費、雇用加算は初年度のみ) | |
| 限度額 | 初年度:1,000 万円 2・3 年目:350 万円 | |
| 受付時期 | オフィスの賃貸借契約等の 30 日前まで | |
| 申請書提出先 | 愛知県 産業立地通商課 | |
| 問合せ先 | 愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 (産業立地サポートステーション) TEL:052-954-6372 URL: https://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/ | |

※国・市町村等の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費は県補助金と合わせて 2/3 以内

IT 導入補助金 2022

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールの導入を支援する補助金です。インボイス制度への対応も見据えた IT ツールの導入補助に加え、PC 等のハード購入補助等を行います。

| | | | | | |
|----------|---|-------------------|--|-----------------|--|
| 補助対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)は左記に加えハードウェア購入費等 ※専用サイトにて公開予定の IT ツールが補助金の対象。 (一部のハードウェアを除く) | | | | |
| 種類 | A 類型 | B 類型 | デジタル化基盤導入類型 | | |
| 補助対象経費区分 | ・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大1年分補助) ・導入関連費等 | | ・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分補助) ・導入関連費等 | | ・ハードウェア購入費 ①PC・タブレット プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器 ②レジ・券売機等 |
| 補助率 | 1/2 以内 | | 3/4 以内 | 2/3 以内 | 1/2 以内 |
| 補助金額 | 30万円～ 150万円未満 | 150万円～ 450万円以下 | 5万円～ 50万円以下 | 50万円超～ 350万円 | ①上限10万円 ②上限20万円 |
| 公募期限 | 【A・B 類型】 第4次:令和4年8月8日(月)17:00(予定) 【デジタル化基盤導入類型】 第8次:令和4年8月8日(月)17:00(予定) | | | | |
| 詳細 | IT 導入補助金専用ホームページ https://www.it-hojo.jp/ | | | | |

【令和4年8月申請受付開始予定「セキュリティ対策推進枠」】

| | |
|------|--|
| 補助額 | 5万～100万円 |
| 補助率 | 1/2 以内 |
| 機能要件 | 独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス |
| 補助対象 | サービス利用料 (最大2年分) |
| 詳細 | IT 導入補助金専用ホームページ https://www.it-hojo.jp/security/ |

【オンラインセミナー】

「インボイス制度対応セミナー」

| | |
|-----------|---|
| 日 時 | 令和4年7月20日(水)・22日(金) いずれも16:00~17:00 ※両日とも同内容です |
| 実 施 方 法 | オンラインセミナー(Zoomによるウェビナー形式) |
| 主 催 ・ 協 力 | 主催:OLTA 株式会社 協力:株式会社十六銀行 |
| 内 容 | 【第1部】 インボイス制度の概要と影響、正しく準備するには!? (講師:和田×歳森) 【第2部】 インボイス制度に対応した「INVOY」の使い方レクチャー (講師:河口×歳森) |
| 講 師 | OLTA 株式会社 ゼネラル・カウンセラー 弁護士兼公認会計士 和田 プロダクトマネージャー(製品開発) 河口 アシスタント 事業開発推進 歳森 |
| 定 員 | 500名(先着順) |
| 申 込 締 切 | 令和4年7月19日(火) |
| 申 込 方 法 | 下記申込フォームよりお申込み下さい。 URL: https://bit.ly/3yglvDX |

【You Tube アーカイブ配信】

【ONLINE イベント NOBUcapi vol.14】

地域金融とつくる未来 ～新たな金融サービスの現状と展望とは～

| | |
|---------|--|
| 開催方法 | YouTube アーカイブ配信 |
| 主催 | NOBUNAGA キャピタルビレッジ株式会社 |
| 費用 | 無料 |
| 内容 | <p>フィンテックスタートアップのお2人をお迎えし、</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 「新しい日常」における金融ビジネスと暮らしの変化▶ 金融業界のDX 推進に必須なもの▶ 日本における新たな金融サービスの現状と展望について▶ これからの FinTech 時代をつくる人とは？ <p>についてお届けしています。</p> |
| 登壇者 |  <p>TJL-3iF インク株式会社 Co-Founder / CEO 山本 義仁 氏</p> <p>Crezith Holdings株式会社 代表取締役 矢部 寿明 氏</p> <p>NOBUNAGAキャピタルビレッジ 太田 匡紀</p> |
| 視聴方法 | <p>以下の QR コードよりご視聴いただけます。(無料)</p>  <p>URL : https://youtu.be/Fei6JV6DXkg</p> |
| お問い合わせ先 | NOBUNAGA キャピタルビレッジ株式会社 担当:唐木 058-264-5516 |

【オンライン開催】**第2回次世代自動車オンラインセミナー****「電動化の最前線にせまる 自動車メーカーのEV戦略と加速する技術革新」**

| | |
|---------|---|
| 日 時 | 令和4年7月22日(金) |
| 主 催 | (公財)岐阜県産業経済振興センター |
| 協 力 | 岐阜県中小企業団体中央会 |
| 参 加 費 | 無料 |
| 開 催 方 法 | オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「Zoom」ウェビナー機能を利用して開催 |
| 対 象 | 岐阜県内に本社または事業所をおく中小企業 |
| 定 員 | 50名(先着順) |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none">・ 内燃機関廃止規制に対する次世代電気自動車像の洗い出し・ 自動車メーカー各社のEV部品の分解解説・ 次世代電気自動車に求められる材料・素材・技術とその技術革新に伴うEVの変貌・ 分野ごとの電動化対応策について・ 質疑応答 |
| 講 師 | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 名古屋大学大学院工学研究科 電気工学専攻 教授 山本 真義(まさよし)氏 |
| 申 込 締 切 | 令和4年7月20日(水)17:00 |
| 詳 細 | (公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022061501/index.asp |

【オンラインセミナー】

「航空機サプライヤーによる他産業販路開拓セミナー」

| | |
|-----------|---|
| 日 時 | 令和4年7月27日(水)14:00~16:00 |
| 実 施 方 法 | オンラインセミナー(「Microsoft Teams」を利用予定) |
| 主 催 ・ 共 催 | 主催:中部経済産業局 共催:独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部 一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター |
| 内 容 | ・『「J-GoodTech」を始めとした販路開拓に係る支援策のご紹介』 【講演者】独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部 ・『半導体製造装置業界の現状や航空産業との親和性について』 【講演者】SEMI Japan ・『令和3年度「他産業展開可能性調査事業」から見えたマッチングに向けたポイント』 【講演者】株式会社十六総合研究所 ・『販路開拓等に係る支援策の情報提供』 【講演者】中部経済産業局 地域経済部 航空宇宙産業課 |
| 対 象 者 | 中部局管内を中心とした航空サプライヤー、自治体・支援機関関係者 等 |
| 定 員 | 100名 |
| 申 込 締 切 | 令和4年7月22日(金) |
| 詳 細 | 中部経済産業局ホームページ URL: https://www.chubu.meti.go.jp/index.html |

3. 経営教室

国際税務教室

海外赴任者が行う FX 取引（デリバティブ取引）

国境を越えて行われるFX取引や先物取引など、クロスボーダーで行う金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済より生じる所得（以下、「デリバティブ所得」としまわ）の取り扱いが変更されています（※1）。

従来は、恒久的施設に帰属するデリバティブ所得を除き、非居住者又は外国人に係るデリバティブ所得は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当すると取り扱われていたことから、例えば、海外赴任中の者が日本の証券会社を通じて行うFX取引から生じる所得については、国内源泉所得として課税されてきました。このような取扱いは、国税不服審判所の裁決においても事例が存在しています（※2）。しかし、令和4年度税制改正の大綱において、取り扱いの明確化を行うとされたことを受けて、デリバティブ所得は国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないとする法整備が図られました（※3）。したがって、従前の取扱いが変更されています。

この取り扱いの変更は、過去に遡って適用されるとされている（※1）ことから、過去のデリバティブ所得について所得税を納税しているなど、税金の納めすぎにとなっている者の場合、更正の請求を行うことにより、納めすぎた税金の還付を求めることができます（※4）。

（※1）「クロスボーダーで行うデリバティブ取引の決済により生ずる所得の取扱いについて」令和4年1月 国税庁

（※2）平成31年3月25日東京裁決（裁決番号：（所）平30-115）（※3）改正後の所得税法施行令280条2項2号

（※4）所得税又は法人税の還付を受けるための更正の請求は、法定申告期限から5年以内の場合に限られます。

国内税務教室

はずれ馬券は必要経費に含められるのか？

競馬で6,400万円の大当たりしたお笑い芸人が、税務申告後に、税務調査が入り高額追徴課税されたというニュースが話題になっております。

競馬の払戻金は、原則、一時所得となるため、「総収入金額－収入を得るために支出した金額」が年間50万円を超えていれば確定申告が必要になります。この「収入を得るために支出した金額」とは、その収入を得るために直接要した金額をいうため、競馬の場合は当たり馬券の購入費用のみがこれに該当し、はずれ馬券の購入費用は該当しないということになります。

今回のことは、税務申告の際にははずれ馬券の購入費用を含めていたことが原因でした。

しかし、はずれ馬券の購入費用が必要経費として認められた例（※）もあるため、競馬ファンにとっては納得のいかないルールのようなようです。

この点、はずれ馬券の購入費用が必要経費として認められる雑所得に該当するケースについて「馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき…年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入…年間を通じての収支で多額の利益を上げ…回収率が…100%を超えるように馬券を購入し続けてきたことが客観的に明らかの場合」（国税庁：平成30年7月）に限るとしているため、一般の競馬ファンの方は、従来通り一時所得として申告をすることになります。（※）最高裁平成29年12月15日判決は「本件の競馬の馬券の払戻金については、馬券購入の態様や利益発生の状況等から雑所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費に該当する」としている。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

編集・連絡先:

十六銀行

ソリューション営業部

(058-266-2664)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。